

〔平成 31 年 3 月 13 日改正、施行〕

《274~276 頁》「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」の一部改正

新	旧
<p>4. 会費の額</p> <p>(2) 比例会費</p> <p>① (略)</p> <p>② 「<u>営業収益の金額</u>」とは、<u>新たな事業年度の予算編成のために会員から報告される当該事業年度の開始日の属する年の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</u>（以下「<u>計算期間</u>」という。）の<u>商品先物取引業に係る営業収益の額</u>とする。</p> <p>③ <u>定款第 16 条第 1 項の規定により、本会への加入につき承認を受けた会員の当該加入日の属する年の「営業収益の金額」は、本会に加入した日から計算期間の終了日までの営業収益の額とする。ただし、商品先物取引業を行った月数が 12 か月に満たない場合は、営業収益のあった月次の平均値を算出し、12 倍にして算出した額とする。</u></p> <p>④ <u>会員において、合併、分割又は事業譲渡（以下「合併等」という。）が行われた場合には、合併等により会員たる地位が消滅する他の会員から事業を承継した会員（合併等の後に会員となる場合を含む。）の当該合併等が行われた年の「営業収益の金額」は、当該会員の営業収益の金額に、事業を譲り渡した会員の計算期間の開始日から合併等の前日までの営業収益の額の 2 分の 1 を加算する。</u></p> <p>(3) 特例措置</p> <p><u>事業年度</u>を通じ会費の額が<u>予算額</u>を大幅に下回る状況が予想され、本会の運営に支障が生ずるような場合には、特別会費の設定を検討する。</p>	<p>4. 会費の額</p> <p>(2) 比例会費</p> <p>① (略)</p> <p>② 「<u>営業収益の金額</u>」とは、<u>予算編成時の直前に会員から報告される商品先物市場における営業収益の額に基づき算出した額</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(3) 特例措置</p> <p><u>年間</u>を通じ会費の額が<u>予算額</u>を大幅に下回る状況が予想され、本会の運営に支障が生ずるような場合には、特別会費の設定を検討する。</p>

新	旧
<p>6. 新規加入時及び脱退時における会費の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本会から脱退する会員は、当該脱退の日の前日が属する月(当該脱退の日の前日がその月の19日以前である場合は、その前月)まで会費を負担するものとする。この場合の会費の額は、月数按分により計算し、残額がある場合は返戻する。</p> <p><u>ただし、合併等により会員たる地位が消滅する会員の合併等が行われた日の属する年度の会費については、以下のとおり取扱うものとする。</u></p> <p>① <u>合併における会費の取扱い</u></p> <p><u>会員が合併した場合において、その会員たる地位が承継されるときは、合併後に存続する会員(合併による新設会社が会員となる場合を含む。)の会費は、合併により消滅する会員の会費相当額を合算する。</u></p> <p>② <u>分割又は事業譲渡における会費の取扱い</u></p> <p><u>ア. 事業の譲り渡しにより会員たる地位が消滅する他の会員から事業を承継する会員の会費は、事業を譲り渡す会員の会費相当額を合算する。</u></p> <p><u>イ. 事業の譲り渡しにより会員たる地位が消滅する会員から事業を承継して新たに会員となる会員の会費は、事業を譲り渡す会員の会費相当額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、総会の決議の日(平成31年3月13日)から施行する。</u></p>	<p>6. 新規加入時及び脱退時における会費の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本会から脱退する会員は、当該脱退の日の前日が属する月(当該脱退の日の前日がその月の19日以前である場合は、その前月)まで会費を負担するものとする。この場合の会費の額は、月数按分により計算し、残額がある場合は返戻する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>